

6月定例会 守屋県議の一般質問と答弁

【守屋県議】

日本共産党の守屋裕子です。党県議団を代表して一般質問を行います。まず、新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになった方々への心からの哀悼とともに、闘病中のみなさまにお見舞いを申し上げます。

コロナウイルス蔓延による緊急事態宣言は解除されましたが、第2波にむけて経済社会活動の再開は、感染防止をしながら段階的に進めていかなければなりません。医療検査の体制を抜本的に強化することと、くらしと営業を支えることを一体に進めることを強く求め、以下、質問いたします。

はじめに「PCR検査体制の抜本的な強化、検査対象の大幅な拡大を」についてです。

今検査のあり方を根本から見直し、大規模な検査体制を整えるべきです。埼玉県保険医協会の調査では、PCR検査が必要だと判断した医師の約6割が検査を拒否された経験があると答えております。ごく軽い症状、症状がなくてもすべての濃厚接触者が速やかに検査を受けられるPCR検査体制をつくっていくことが重要です。

また、医療機関や介護・福祉施設での集団感染が各地で発生しています。医療、介護、福祉の現場の職員と入院患者・入所者にPCR検査を積極的に実施できる体制を整えていくことが必要であると考えます。

先日、党県議団は、帰国者接触者外来および発熱外来PCRセンターの委託を受けている「ふじみの救急クリニック」の院長と懇談しました。院長はPCR検査を増やす必要性について、「当院ではこれまでも独自の検査を行ってきました。そもそも36度8分程度の発熱での肺炎患者も多く、37度5分を4日間というのはナンセンスです。ピーク時には1日に250件のPCR検査を実施しました。今後は、症状のない方も検査して隔離していかないと感染拡大は防げません。そもそも日本全体の検査能力2万件が満杯になったことはなく、検査をしぼってきた今までのやり方では第2波に対応できません。しかも、患者の希望ともミスマッチしています。」こうおっしゃっていました。

第2波に備え、PCR検査体制を抜本的に強化し、症状のない方についても積極的に検査を実施することについて知事の決意をお伺います。

【知事】

守屋(もりや)裕子(ひろこ)議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、「PCR検査体制の抜本的な強化、検査対象の大幅な拡大を」のお尋ねのうち、症状のない方への積極的な検査の実施についてでございます。

本県では、国が相談・受診の目安として37.5度以上の発熱が4日以上続く場合などとしていた時に、国に先駆けて本県独自の対応方針を本年3月に作成し、医師の判断によってPCR検査が行えるようにいたしました。

6月14日時点での厚生労働省の調査によれば、埼玉県のPCR検査の累計の検査人数は26,670人で、大阪府に次いで全国で2番目に多く、日々の陽性率も1パーセントを切っております。本県のPCR検査の陽性率は他の県と比べて断トツに低く、PCR検査を行っていないから陽性患者数が少ないというわけもございません。

なお、厚生労働省では「PCR検査は、偽陰性の可能性もあるため、陰性だからといって安心できるものでなく、感染不安の解消に資するものではありません。検査は、医師の判断のもとで、必要

な医療を提供し、重症化を防ぐことが主たる目的となります。」との見解が示しております。
PCR検査を症状のない方全員に実施することは想定していません。

【守屋県議】

私は、党川越市議団とともに障害者支援施設いものこ作業所を訪問し、お話をききました。いもの子には作業所とともに入所施設、グループホームがあります。自粛要請のあった4月、発熱する利用者はたびたびあり、その都度「PCR検査をしてほしい」と保健所にいうと「医師にきいてほしい」と言われ、医師に相談すると「保健所にきいてほしい」という状態だったそうです。「不安だったら検査が受けられるようにしてほしい」と強く要望されました。集団感染の恐れがある医療機関、介護施設、障害者施設などでのリスク管理のために、そこで働く職員、入所者のみなさん等、全員をPCR検査の対象にすべきではないですか。知事のご答弁を求めます。

【知事】

集団感染のおそれのある医療機関、介護施設、障害者施設などでのリスク管理のため、全員をPCR検査の対象に実施すべきでないか、についてでございます。

PCR検査は医師の下(もと)で行うため、施設に入所あるいは勤務されている方が不安だからといって、全員を対象とすることは困難です。

しかしながら、集団感染のおそれについては当然理解できますので、施設内で陽性者が発生した場合には、緊急性が高いことから、濃厚接触者全員に対して迅速に結果の分かる衛生研究所で検査を行うこととしております。

【守屋県議】

この間、県は23ある郡市医師会すべてでPCR検査センターを立ち上げました。かかりつけ医からの紹介があれば検査を受けられる仕組みとなっておりますが、そもそもかかりつけ医を受診しようとしても、感染を防ぐため受診を断られる事態が生まれています。PCRセンターのうち、発熱外来が併設されているのは12か所です。発熱外来についても増設していくべきと考えますが、保健医療部長の答弁を求めます。

【保健医療部長】

議員ご指摘のとおり、かかりつけ医が自院での感染を恐れて、咳や発熱症状などの患者の診察を、躊躇している状況があると聞いております。

発熱症状などの患者を集中的に診察する発熱外来の設置は、地域内での役割分担により、かかりつけ医が安心して医療を提供することができることや、患者が断られることなく受診できるという点で、非常に有効です。

このため、県では、既に感染対策が十分に行われているPCRセンターにおいて、PCR検査と併せて極力、発熱外来も設置すべきと考え、併設時の委託料を高く設定し、設置を促しているところでございます。

現在、発熱外来を併設するPCRセンターは12箇所まで増えてきておりますが、引き続き、未設置の郡市医師会に発熱外来の設置のメリットを丁寧に説明するなど、機会をとらえて働きかけてまいります。

【守屋県議】

次に「新型コロナウイルス感染症流行第2波に備え医療体制整備を急げ」です。

感染拡大のピークといわれる4月には、「医療崩壊ぎりぎり」と言われました。「どんなにお願いしても、入院をさせてくれない」と県民の悲痛な声が殺到し、自宅待機中に陽性患者が死亡する事件もおこりました。そもそも、本県の人口当たりの医師数も病床数も全国最低、これは近年変わっていません。この医療体制の脆弱さが、コロナ蔓延の中での混乱の原因となりました。

このような事態を絶対に繰り返さないために、医療体制を強化しなければなりません。

埼玉県は6月2日の対策本部会議で、政府が想定するピーク時フェーズⅢ、新型コロナウイルスの外来患者2万4千人、入院想定2400人という事態に備え、議論を開始しました。このような最悪の事態を想定しての備えは重要です。まず、ピーク時に備え医療体制を整備する決意を知事に求めます。

【知事】

議員お話しのとおり、既に各医療機関には、救急医療をはじめ地域の役割分担を踏まえながら2400床の確保に向けて、準備をいただいているところでございます。

仮に第二波により感染者数が大幅に増加したとしても、入院治療が必要な全ての方が入院でき、ホテルを希望する全ての軽症者の方が、ホテルで療養できる体制を構築するために、全力を尽くしてまいります。

【守屋県議】

地域医療体制にとって最大の課題は医療機関の経営危機です。

日本病院会など3団体の調査によれば、コロナ患者を受け入れた病院は4月は平均1億円の赤字です。問題は、経営危機はコロナ対応をした医療機関だけにとどまらないということです。埼玉県保険医協会の調査では昨年と今年4月では実に9割以上の施設で外来患者が減少しました。「このままでは、コロナ第2波と戦う前に地域医療が崩壊する」というのが医療機関の率直な声です。

県議団が訪問した県東部の医療機関では、県からの要請で6床の感染症病床を確保するために70床の病床を閉鎖せざるをえませんでした。そのための減収により、職員の賞与も通常通り出す見通しがありません。県は6月定例会に2本の補正予算を提出しています。コロナ対応の中心医療機関への支援は盛り込まれていますが、経営難にあえぐ医療機関全体に対する、財政支援がありません。知事、医療機関の全体の経営難をどのように認識しているのか答弁を求めます。国に対しても、医療機関の減収補償を求めるべきと考えますが、どうか。県として独自の支援を求めますが、以上3点についてご答弁を求めます。

【知事】

医療機関全体の経営難の認識、国への減収補償を求めること、県独自の支援についてでございます。

新型コロナウイルス感染症患者を受け入れている医療機関では、陽性患者受入れのために予定入院や手術を一部延期したり、あるいは病床稼働率が低いなどから、経営状況が厳しくなっております。

また、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れていない医療機関においても、受診抑制により患者が減少したため、診療報酬が大きく落ち込むなど、経営状況が大変厳しくなっているものと認識をしております。

こうした状況下における医療機関の減収補償については、本県のみならず全国的な問題でもあり、我が国の医療提供体制を今後とも維持していくためにも、国が責任を持って財源を用意すべきと考えています。

そこで、私は、これまで西村経済再生担当大臣や加藤厚生労働大臣などに、診療報酬の増額改定や新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の拡充などについて、緊急要望を随時行ってまいりました。

こうした要望を受け止めていただき、今回の国の第二次補正予算では、新型コロナウイルス感染症対応を行う医療機関の病床確保料が3倍になるなど大幅に拡充しております。

また、新型コロナウイルス感染症対応を行う医療機関以外への支援も必要なことから、疑い患者受入れのための救急・周産期・小児医療機関の院内感染防止対策などの支援も盛り込まれました。

他方、国としては医療機関に対する直接の経営支援は行わないというスタンスであり、県としては、幾度も国に対し要望いたしましたが、国の立場は変わりません。そこで、県独自の支援として、4月の臨時会で御議決いただいた新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れに対する協力金や看護職員への手当の助成を行うこととしております。

さらに、新型コロナウイルス感染症対応を行う医療機関以外の医療機関も含めた全ての医療機関への支援として、外来受診を控える患者に対するオンライン診療を促進するため、診療実績に応じた助成を行うこととしております。

【守屋県議】

第2の課題として危惧されていることは、ピーク時のコロナ病床を整備する際に、コロナ診療以外の診療がストップしてしまうということです。訪問した県北の基幹病院の話では、この間コロナ対応のため、病床を5割削減し、救急診療を停止、新規患者受け入れを停止したとのこと。かりにピーク時想定に基づいた分担病床数を引き受けたなら、他の一切の診療は中止しなければならないと、心配されていました。コロナピーク時フェーズⅢに救急や他の診療科をどう保証していくのか、保健医療部長お答えください。

【保健医療部長】

コロナのピーク時において救急や他の診療科の機能をどう確保していくのかは重要な課題と認識しております。

新型コロナ患者の受け入れにより一部の診療機能を止める必要がある場合には、地域で診療機能の分担を協議していただくことが必要となります。

今後、医療関係者で構成する地域医療構想調整会議において、救急医療などの役割分担について協議をしてまいります。

【守屋県議】

本県感染症指定医療機関のほとんどが公立公的病院であり、コロナ禍の中で多くが公立公的医療機関の大切さを実感されたことと思います。しかし、厚労省は全国424の公立公的医療機関を名指ししての再編整備を依然として推進しております。党県議団はまずは再編整備計画の撤回を求めています。

県立循環器呼吸器病センターは、もともと感染症病床21床を備えた、基幹病院ですが、蔓延期に一般病床も含め46床まで広げ、全県のコロナ患者を引き受け、大奮闘をしました。しかし、病

院医師は慢性的に不足しており、いまだ医師定数の76%までしか充足しておりません。コロナ対策のかなめである同センターの医師充足にできる限りの努力を尽くさなければなりません。病院事業管理者の答弁を求めます。

【病院管理者】

循環器・呼吸器病センターは新型コロナウイルス感染者を昨日までに89名受入れ、特に重症者の治療に大きな役割を果たしてきました。

この間、現場の医師は最前線で未知のウイルス疾患の診療に当たり、多くの症例検討などを通じて様々な経験を重ね、医療の質を高めてきました。

現在、この経験から得られた知見に基づく学会発表の準備を進めており、医療の発展や公共の利益に積極的に貢献することも県立病院の役割でございます。

こうした高度先端医療の実践は病院の魅力を高め、医師確保の大きな力になると考えています。

また、来年4月の移行を予定しております地方独立行政法人では、更なる高度医療の取組を進めるとともに、医師の専門性に応えられる処遇を定めることができます。

例えば、医師のスキルや経験を評価する専門医制度を給与に反映する仕組みや年俸制の導入など、優れた医師の確保に繋がる制度をつくるのが可能になります。

今後も、医師がやりがいを持って働ける魅力ある病院づくりを進め、医師の充足に努めてまいります。

【守屋県議】

もともと、循環器センターは県北という立地からも医師確保に長年苦しんできました。この問題を病院局のみに任せず、県全体の問題として一人でも多くの医師を確保する決意を知事に求めます。本県の全国最低といわれる医師不足の根底に、公立医学部を持たないという問題があります。党県議団は、一貫して、県立大学に医学部設置をと主張してきましたが、県北の循環器センター付近にこそ、医学部を創設して同センターを附属病院とすることを提案します。今からでも、取り組むことを求めますが、2点知事の答弁を求めます。

【知事】

秩父、北部などの特定地域における医療機関の医師確保は大変厳しいものであり、その解消のために特に有効な対策が地域枠などの医学生向け奨学金制度であると考えております。

奨学金制度により、令和3年度に研修を終える医師は5名となりますが、令和9年度には100名を超える医師が確保できる見込みでございます。

こうした医師を循環器・呼吸器病センターを含めた特定地域の公的医療機関に配置できるよう取り組んでまいります。

次に、医学部を創設し循環器・呼吸器病センターを附属病院とすることについてでございます。

国は現在医学部の新設を認めておりません。

さらに、医学部定員も将来の医療需要のピークを見越して、減員に向けて見直ししており、令和2年度の医学部定員は全国で90名削減されることになっています。

このため現状では、議員御提案の循環器・呼吸器病センターを医学部附属病院とすることは困難です。

本県としては、しかしながら医師不足地域においては医学部新設を認めていただくよう引き続き国

に対し要望をしてまいります。

【守屋県議】

コロナ禍の中で、循環器呼吸器病センターはじめ県立病院の減収は避けようがありません。こうした状況のもと、地方独立行政法人に移行していくことには、改めて不安を覚えています。確認のためお聞きしますが、赤字であっても県立病院の公的役割を果たすために、これまで同様、県の財政支援は適切に行われていくのでしょうか。病院事業管理者、ご答弁を求めます。

【病院管理者】

次に、独法化にあたりこれまで同様県の財政支援は適切に行われていくのかについてでございます。

県立病院は高度専門医療、小児、救急などの政策医療を提供してまいりましたが、独法化後も役割は変わりません。

こうした医療の提供に当たり、経営努力ではカバーできない部分を補うため、繰入金をいただいております。

地方独立行政法人法では、不採算な部分について県が運営費を負担することが定められています。独法化後も適切な負担をお願いしながら、県立病院の役割を果たすため、患者さん目線での医療をしっかりと提供してまいります。

【守屋県議】

この間、医療従事者の、昼夜を分かたぬ奮闘のおかげで、医療崩壊ギリギリのところまで踏みとどまることができました。その勇気と献身性に敬意を表します。一方で「PCR検査を積極的に行う医療機関のスタッフの子どもが学童クラブに来ないよう他の保護者達が署名行動」などコロナへの恐怖心のために医療従事者が心無いバッシングを受けてきたことに胸が痛みます。

今も医療機関スタッフは心に大きなストレスを抱えています。まず、知事が感染症で先頭に立った医療機関を直接訪問し、医療従事者を激励するとともに、コロナウイルスへの無理解を払しょくするキャンペーンの先頭に立っていただきたい、知事の答弁を求めます。

【知事】

次に、医療機関を直接訪問し、医療従事者を激励するとともに、コロナウイルスへの無理解を払しょくするキャンペーンの先頭に立つようにとの御提案についてです。

私は、4月24日に感染症指定医療機関である埼玉医科大学を、また、6月9日には循環器・呼吸器病センターを訪問し、最前線で闘う医療従事者の皆様に感謝と激励の思いをお伝えをさせていただきました。

医療従事者の皆様は、日々、感染リスクの高い厳しい環境の中で、強い使命感を持って業務に従事しておられます。

他方、新型コロナウイルス感染症に対する無理解のために、医療従事者だということでタクシーの乗車を拒否されたとか、お子さんが保育所への入所を断られたということが起こっています。

私は、こうした差別的な扱いをなくしたいと、先般の記者会見でも特にこの件について県民の皆様をお願いをさせていただくなど、機会をとらえて医療従事者や御家族の皆様へのいわれなき差別をやめていただくよう発信してまいりました。

引き続き、本件については私が先頭に立って、医療従事者の皆様への差別をなくす取組を強力に

進めてまいります。

【守屋県議】

次に「第2波を前に保健所体制の強化を」についてです。

県議団はこの間、いくつかの保健所を訪問し懇談をいたしました。新型コロナウイルス感染症対策の最前線で、全力を挙げてきたすべての保健所職員の皆さまに敬意と感謝を申し上げます。

「3月4月は夜中でも消防救急隊からの相談が来て、寝られないまま出勤することもあり、みんな倒れるのではないかと心配した」「4回線ある電話がすべてふさがっていた」など、保健所は電話対応に追われました。1月から5月の電話相談件数は1月の686件から4月はピークで40倍の27972件に跳ね上がりました。

当初、厚労省がPCR検査に至るハードルを極めて高く設定し、そのスクリーニング機能を保健所に丸投げしたこと、さらに指定感染症であるがゆえに対策が保健所に第一義的に任されたことが、この間縮小に縮小を重ねてきた保健所に業務過剰の困難をもたらしました。知事にお尋ねしますが、保健所をめぐる問題についてどう総括されているのか答弁を求めます。

感染症対策を担う保健所は、「効率化」の名のもとに、30年間に全国で4割以上減らされました。本県でも24保健所4支所から、政令・中核市合わせても17か所へと減らされてきました。今、政府の専門家会議も指摘したように、保健所の「現場の業務負担と疲弊感はずさまじい」状況です。

知事、感染症に十分対応できる保健所体制にすべきです。特に管内人口の著しい隔たり、たとえば秩父9万人・本庄13万人に対し狭山77万人・朝霞73万人など格差の大きなところに保健所を設置すべきです。ご答弁を求めます。

【知事】

次に、「第2波を前に保健所体制の強化を」のお尋ねのうち、保健所をめぐる問題についてどう総括されているのかについてでございます。

議員お話しのように国は当初、保健所によるスクリーニングを経なければ検査を受けられない制度としていたため、県民の皆様からの相談が保健所に集中して寄せられることとなりました。

こうしたことから、県民の皆様や医師からの相談に保健所が対応できない場合が生じ、また、電話がつながりにくいといった状態があったことは、率直に認めなければならないと思っています。

そこで、県では3月4日に、国が示した症例定義に限らず医師が必要と認める場合には検査を実施する方針を、県内の各医療機関に通知をいたしました。

また、民間検査機関との役割分担に関する基準を策定、周知することにより、保健所の負担軽減を図りました。

保健所を介さない検査ルートとして、3月から感染症指定医療機関で検査を実施するとともに、31か所の発熱外来PCRセンターや帰国者・接触者外来と同様の機能を有する55か所の医療機関を整備したところです。

相談窓口については、県民の皆様からの電話に24時間対応する窓口を1月に日本で初めて設置し、3月には一元的な窓口として「県民サポートセンター」を開設、5月には回線を増強し、保健所への相談の集中の緩和に取り組んでまいりました。

帰国者・接触者相談センターとしての業務を郡市医師会や看護協会に委託する準備も進めております。

さらに、このたび県内の感染症専門家で組織することとしたチーム

「COVMAT(コブマット)」は、感染者の発生当初から現場に派遣し、感染拡大防止の支援を行うものであり、保健所は現場で積極的疫学調査に集中することができるようになります。

引き続き検査ルートや相談窓口の拡充、専門家の方々との連携を通じ、県民の皆様や医師からの相談に応えることができる体制づくりを進めてまいります。

次に、管内人口の格差の大きなところに保健所を設置することについてでございます。

管内人口の違いを基に格差が大きいとお話でございますが、現在の保健所の設置については管内人口のみならず管内面積の違いも考慮して定めております。

お話しがあった保健所について申し上げますれば、例えば秩父保健所の管内面積は狭山保健所の倍以上、朝霞保健所の8倍以上になります。

このような管内面積等を考慮に入れ、管内人口の違いだけを基に、一概に格差があるということとはできないと考えています。

また、小さな組織が複数あるよりも、むしろ大きくくり化することで組織が活性化し、一時的な事務の集中にも柔軟に対応できるというメリットも存在します。

新型コロナウイルス感染症の対応においても、保健所では全所的な応援体制を組むなどスケールメリットを生かした対応を取ってきました。

もとより、この間、保健所職員の業務負担が大きなものとなっていたことは議員御指摘のとおりでございます。

そこで、県庁全体から保健所に応援職員を派遣するとともに、専門性の高い業務に関しては民間の派遣看護師を活用するといった対策を講じてまいりました。

保健所の職員432人に対し、最大66人の応援職員を配置しました。

また、保健師などの専門職の業務軽減を図るためには、ICTツールの活用が鍵になります。

そこで、患者の健康状態のデータを収集するシステム

「k i n t o n e (キントーン)」を、宿泊療養者の方に加え、濃厚接触者の方の健康観察にも使用できるよう準備をしています。

今後とも感染状況の拡大に応じて全庁的な応援体制を組むとともに、ICTツールの活用などにより、保健所の業務軽減に努めてまいります。

【守屋県議再質問】

保健所は公衆衛生、疾病予防、健康の増進等について極めて重要な役割をになっています。保健所体制の強化をすべきです。再答弁を求めます。

【知事】

保健所の体制につきましては、御指摘のとおり、公衆衛生、疾病予防、健康の増進等について極めて重要な役割をなす中、今回のコロナ感染症対策において大きな役割を果たし、また負担もありました。

このような中で臨時の応援や、あるいは様々な業務を別に移すことによってこれまで対応を重ねてまいりましたが、この保健所の体制につきましては、今後、しっかりと検証をさせていただき、その後、検討をさせていただきたいと思っております。

【守屋県議】

続いて「埼玉県内の中小企業・個人事業主を守るために更なる支援を」についてです。

緊急事態宣言による「休業・自粛要請」に応えた事業者への助成や給付が、2カ月に及ぶ緊急事態宣言が解除された段階になっても、多くの人に届いていません。中小企業、個人事業主、フリーランスで働く人たちはいまだに深刻な状況に置かれています。全国では、すでに非正規雇用者は100万人近く解雇されており、大規模な解雇・雇止めや、中小・小規模事業者の倒産・廃業が広がろうとしています。雇用を守る支援が迅速に実施されるかどうか、問われています。提出されている補正予算では、家賃補助など新たな支援策が盛り込まれていることは評価できます。

知事は、「強い経済の構築に向けた埼玉県戦略会議」を設けて新型コロナウイルス感染症による第2波・第3波に備えていくと言われていたのですが、スピード感が大事です。この点での知事の決意をお伺いいたします。

【知事】

次に、「埼玉県内の中小企業・個人事業主を守るために更なる支援を」のお尋ねのうち、戦略会議のスピード感についてでございます。

感染症の影響下でも経済活動を継続するための方策を社会実装することを目的に5月28日に「強い経済の構築に向けた埼玉県戦略会議」を立ち上げました。

人材が余剰する企業と不足する企業のマッチング、感染がまん延する中での営業活動などについて、1か月を目途に集中的に議論をし、早期に社会実装したいと考えております。

国、経済団体、県が連携し、第二波、第三波に備え、速やかに対応してまいります。

【守屋県議】

中小企業個人事業主支援金第一弾は6月17日朝の時点で申請件数5万8441件、決定が37737件 68%という状況です。同時に提出したのに、遅いと批判を受けている国の持続化給付金が届き、県の方はまだ届いていないという声すらあります。審査の迅速化と大幅な体制強化も行い、残りの32%と専決処分決定した10万円の第2弾の支援金、また新たな家賃補助を迅速に給付すべきですが、知事の見解をお伺いいたします。

【知事】

次に、審査の迅速化と大幅な体制強化も行い、迅速に給付すべきについてでございます。

中小企業・個人事業主支援金第一弾については、約58,500件の総申請件数のうち、本日朝の時点で75パーセントを超える約44,000件の給付を決定しており、おおむね迅速に給付ができています。

また、電子申請された事業者には、書類に不備がなければ、おおむね一週間で給付決定をし、10日でお手元にお届けできております。

私は、県内事業者が大変な困難な時期に、支援金を速やかにお届けすることが重要と考えており、首都圏の他都県の中でもより多く、また、より迅速な給付が実現しております。

議員御指摘のとおり十分な体制を確保し審査の迅速化を図り、支援金の第一弾、第二弾、家賃補助について、引き続き、スピード感を持って適切に取り組んでいきたいと思っております。

【守屋県議】

第2弾の県支援金が6月1日から申請が始まっています。5月12日から31日の間で、8割16日以上休業したことが条件となっています。デリバリーやテイクアウトをしているお店からも1日休業としてみなしてほしいという切実な声が出されています。廃業させないためにも弾力的な運

用をするべきです、産業労働部長の考えをお伺いいたします。

【産業労働部長】

御質問4「埼玉県内の中小企業・個人事業主を守るために更なる支援を」についてお答えを申し上げます。

まず、第2弾支援金の弾力的な運用についてでございます。

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置期間の延長に伴い、売上げが減少するなど厳しい経営状況に置かれている中小企業・個人事業主を支援するため、第2弾となる追加支援金を支給しております。

第1弾の支援金と同様に、業種や休業理由を問わず、幅広く支援することとしています。

弾力的な運用につきましても、第1弾と同様とし、売上げがなかった日を1日休業とするほか、営業時間を短縮した場合や店舗営業を休業しデリバリー・テイクアウトのみとした場合を0.5日休業とするなど、幅広く支援をさせていただいております。

【守屋県議】

申請手続きのわかりづらさも問題です。先日川越工業団地を訪問しました。工業団地には全体で5000人ぐらいの従業員が団地内で働いていて、そのうち川越の人が2000人います。一定の社員数のいる、中小企業が主体の工業団地でも、国の持続化給付金、雇用調整助成金、県の支援金、県の制度融資と様々な制度があり、申請の仕方も異なり、非常に苦勞しているとのことでした。国が、持続化給付金の相談会を開催しましたが、1週間前に申し込んでも満杯。また国の説明会なので県の制度は説明しない。県に問い合わせの電話をしてもいっこうにつながらないなど、たくさんのご意見をいただきました。国、県、市のすべてをワンストップの窓口で対応してもらえれば助かるというのが率直な声です。県・国等の申請等を職員の配置によりワンストップ窓口で対応することについて、特に工業団地のような法人が集積しているところには出前説明会を行うことについて産業労働部長、答弁を求めます。

【産業労働部長】

次に、ワンストップ窓口で対応することや出張説明会を行うことについてでございます。

中小企業・個人事業主を支援する取組は、国、県、市のほか金融機関、商工団体などで多種多様に行われており、原則、相談窓口もそれぞれで対応しております。

こうした中、県では、これまでも関係機関と協力して、制度の周知とともに相談にも対応してまいりました。

例えば、県の支援金の周知に当たっては、国の持続化給付金の申請サポート会場16か所や、市町村、商工団体などの支援機関にチラシの配布をお願いいたしました。

また、埼玉労働局や埼玉県社会保険労務士会等の協力を得て、国の雇用調整助成金等に係る緊急相談会を開催し、これまでに18回378社の相談に応じてまいりました。

これまでの連携の成果を踏まえ、関係する国、市町村、支援機関などと調整し、利用する企業にとって利便性の高い相談体制を検討してまいります。

【守屋県議】

融資制度については、補正予算が出されましたが、県制度融資の融資枠の拡大を8000億円から1兆2000億円に拡大しましたが、リーマンショック時よりはるかに超える経済危機と言われ

ています。工業団地の方は、今年度決算はほとんどが赤字となる見通しを語っていました。県制度融資について、据え置き期間、返済期間のさらなる弾力化を求めますが、産業労働部長のご答弁をもとめます。

【産業労働部長】

次に、県制度融資について、据置期間、返済期間のさらなる弾力化についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、4月から、経営安定資金、経営あんしん資金の融資利率の引下げなどを行うとともに、据置期間を1年から最長3年に、返済期間を7年から最長10年に延長いたしました。

5月からは、新型コロナウイルス感染症対応資金の創設と併せ、経営安定資金と経営あんしん資金の据置期間を3年から最長5年に更に延長したところでございます。

また、4月には既存借入金の返済負担の軽減に向け、緊急借換資金を創設し、返済への柔軟な対応にも努めてきているところです。

さらに、金融機関に対しましては、可能な限り返済負担の緩和や借換えなどの条件変更に対応していただくよう、計7回にわたり要請を行っております。引き続き、県制度融資の更なる充実に努めてまいります。

【守屋県議】

観光の街川越も、コロナ禍の中で大きな転機を迎えています。私は商工会議所も訪問しました。コロナピーク時の4月には電話、メール、訪問も併せて1000件以上の相談が押し寄せ、通常業務が全くできない状況だったと聞きました。改めて、これらの業務に関わるみなさまにも、敬意を表したいと思えます。この中で聞いたのは、コロナ対策は長期にわたり、観光業ももとのように戻るとは難しい。新たな販路を拡大して、川越の業界全体の方向性を考えていかなければならないということです。コロナウイルスにより今後の経営や販路拡大に悩む経営者に対する専門家のアドバイスが求められています。こうした支援について、産業労働部長のご答弁を求めます。

【産業労働部長】

最後に、経営や販路拡大に悩む経営者に対する支援についてでございます。

観光業については、県内主要観光地においてもこれまで誘客よりも感染防止を優先しており、この状況を踏まえた支援を行っております。

県では、WEB上で旅行気分を味わっていただき、今後の来訪につなげるバーチャル観光のページを設け、県内主要観光地の魅力を継続的に発信してまいりました。

また、WEB上でバーチャル商店街を構築し、各店舗の売上拡大を図っている商店街組合に対する支援も行っております。

今後は「新しい生活様式」に則った経営上の課題解決や販路の開拓にも取り組んでいかなければなりません。

個別の経営上の課題や新たな販路の拡大につきましては、埼玉県産業振興公社に設置された埼玉県よろず支援拠点の幅広い専門家による経営相談により、解決に向けて支援をしております。

引き続き県内中小企業・個人事業主の皆様へ寄り添った支援に努めてまいります。

【守屋県議】

つぎは「学校休校により損失を受けた学校給食食材納入業者や県の指定管理事業者への補償を」で
ず。

埼玉県教委は政府の「全国一律休校要請」を受け、2月28日付通知で「学校における給食の支給は行わない」と市町村教委に通知し、給食が中止され、食材が急にキャンセルとなりました。県内のあるみそ生産納入業者は休校要請によって売り上げの8割を失いました。

国は「学校臨時休業対策費補助金」を創設、3月2日から春休み前までの「事業者に対して既に発注されていた食材にかかる違約金等」が支払われることになりました。県教委は、この補助について国に「食材納入業者に対する緊急救済」を要望しています。この補助は、埼玉県学校給食会を通じて補助されたことから、制度があること自体を知らないという業者も多く、「申請しようとしたときにはもう期限が過ぎてしまっていた」という声があります。

今回の給食中止は国の要請に基づいて臨時休校となり生じたことですが、食材のキャンセルによる業者への違約金は、市町村と業者がきちんと協議して支払われるべきものと考えますが、教育長の答弁を求めます。3月分の給食食材キャンセルに係る違約金を対象とする「学校臨時休業対策費補助金」については現在2次募集が行われています。このことについての周知は学校給食会まかせとせず、県教委も市町村教委に働きかけをし、周知徹底を行うことについて教育長のご答弁を求めます。

【教育長】

御質問5「学校休校により損失を受けた学校給食食材納入業者や県の指定管理事業者への補償を」についてお答えを申し上げます。

まず、食材のキャンセルによる業者の違約金は、市町村と業者がきちんと協議して支払われるべきについてでございます。

学校の臨時休業による給食の中止に伴い、食材納入業者に大きな影響が見込まれたことから、3月16日に、大野知事から国に対し、食材納入業者の支援に関する緊急要望を行っていただきました。

また、市町村や食材納入業者が抱えている課題を調査し、国に迅速な対応を求めるなど、円滑に補助金が交付されるよう努めてまいりました。

お尋ねの違約金につきましては、市町村が、食材納入業者と丁寧に協議を行った上で、適切に支払われるべきであると考えております。

次に、『学校臨時休業対策費補助金』の2次募集について、県も市町村に働き掛けをし、周知徹底を行うことについてでございます。

学校臨時休業対策費補助金は、全国学校給食会連合会と各都道府県学校給食会を通じて各自治体に交付される仕組みとなっております。

県では補助金の積極的な活用も含め、食材納入業者に丁寧に対応するよう、市町村に対し促してまいりました。

補助金の2次募集につきましても、既に市町村に周知しておりますが、今後も、食材納入業者の支援に有効な情報を提供してまいります。

【守屋県議】

また、県営公園やさいたま芸術劇場など県営施設の休業・休館により、指定管理事業者は利用料収入が激減しました。子ども動物自然公園など休業中も維持管理費がかかる施設は深刻です。指定管理者が資金ショートするなどの事態はないのか。また指定管理料については当然契約通りの支払

いがされるところでございますが、利用料金収入の減少についても補填すべきと考えますが、企画財政部長のご答弁をもとめます。

【企画財政部長】

「指定管理事業者への補償」についてお答えを申し上げます。

まず、指定管理者が資金ショートするなどの事態はないのか、についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、全68の指定管理施設のうち、一部休止を含めると51施設が休止しました。

このうち、利用料金制度を導入している45施設について、当面、資金不足になる可能性がないかを5月に調査しました。

その時点では、施設の休止が継続した場合でも、直ちに資金不足により施設の運営に支障が出る指定管理者はありませんでした。

現在、施設の再開も始まりましたが、利用者の減少も予想されるところであり、引き続き動向を注視してまいります。

次に、利用料金収入の減少についても補填すべき、についてでございます。

指定管理者との基本協定書において、天災その他やむを得ない事由によって施設供用を休止したことにより生じる損失その他の経費の負担は、指定管理者と個別に協議を行うこととなっております。

協議に当たっては、施設休止に伴う利用料金収入の減少に加え、光熱水費など経費の削減状況や、年間を通しての収支の状況などを総合的に判断する必要があります。

このため、指定管理施設の収支状況などについて6月5日付けで照会を発出し調査を行っているところでございます。

今後も、適宜、状況を把握しつつ、指定管理者による施設運営に支障が出ることのないよう、しっかり対応してまいります。

【守屋県議】

続いて「学校再開に当たって、ゆとりある教育へ」です。

3月2日からの「全国一律休校要請」後、約3カ月近く学校が休みになってしまいました。その中で、子どもたちは大人の想像を超え、心に傷を受けています。

セーブザチルドレンジャパンのアンケートには「私は、コロナウイルスのせいで卒業式と、友人と一緒に過ごすはずだった残りの時間を失いました。みんなが呆然として泣きそうになりました。」と中学3年生が書いています。国立成育医療研究センターのコロナ・こどもアンケートでは1位「コロナのことを考えると嫌だ」2位「最近集中できない、すぐイライラしてしまう」となっています。

学校が再開しました。教育長は文教委員会での所信表明で「臨時休業が3カ月もの長期にわたり、児童生徒の「学びの保障」や心のケアが大きな課題となっております。教職員が、児童生徒等の気持ちや不安に寄りそった丁寧な指導を行い、安心・安全な学校生活が送れるように取り組んでまいります」と述べていますが大事な視点です。

教育長が表明した、不安に寄り添う丁寧な指導のためにも、コロナ感染防止のために教室内で距離を取り合うためにも、今、30人以下学級で、教室を20人程度とすることが必要です。国は第2次補正予算で、学習指導員やスクール・サポート・スタッフの増員を決め、県としても小中学校

にスタッフの配置を行うとしていますが、不十分です。日本共産党は国に対して、10万人の教員増で20人程度の学級をと求めています。県としても国に対し30人以下学級を求めるとともに、小学校低学年35人、中学校1年38人という少人数学級編制を、国の加配制度も使って今一步前に進めていただきたいのですが、教育長のご答弁を求めます。

【教育長】

次に、御質問6「学校再開に当たって、ゆとりある教育へ」についてお答えを申し上げます。まず、県として国に対し30人以下学級を求めるとともに、本県の少人数学級編制を、国の加配制度も使って今一步前に進めることについてでございます。

この度、国から新型コロナウイルス感染症対策に係る第2次補正予算において、学習保障に必要な人的体制の強化について示されたところでございます。

県ではこれを受け、速やかに市町村に意向確認をいたしました。

その結果を踏まえ、児童生徒の学びを保障し、感染症防止に係る教員の負担軽減を図るために、学習指導員やスクール・サポート・スタッフの全校配置の補正予算を、今議会にお願いしているところでございます。

義務教育段階における加配を含めた人的体制については、国の責任において整備されるものと考えております。

県といたしましては、教職員定数の見直しによる教職員の増員について、引き続き、国に要望してまいります。

【守屋県議】

丁寧な教育とは裏腹に、今7時間授業を考えているという話が聞こえてきていますが、例年通りの授業をしようと、土曜授業、夏休みや学校行事の大幅削減、授業をつめこむやり方では子どもたちに新たなストレスをもたらし、成長をゆがめ、学力格差をさらにひろげることにもなりかねません。子どもたちの負担になる県学力・学習状況調査はきっぱり中止すべきです。

安倍首相も国会で「学習内容を重点化し、2，3年間を見通して無理なく学習を取り戻せるようにする」と答弁しています。政府からも「児童生徒の負担が過重とならないように配慮する」という通知が出されています。こうした通知を受けとめ、課題をつめこむのではない教育課程編成の弾力化が必要だと思いますが教育長ご答弁ください。

【教育長】

次に、教育課程編成の弾力化についてでございます。

国の通知では、学校再開後の授業時数確保の取組として、時間割編成の工夫、長期休業期間の見直し、土曜日の活用などが示されております。

県といたしましては、現段階では、各市町村、各学校が子供たちへの負担を考慮した上で、まずは年度内に指導事項を終えることができるように、工夫しながら取り組むことが重要だと考えております。

市町村の授業時数確保のための取組について調査を行い、その結果を共有するなど、今後も市町村を支援してまいります。

【守屋県議】

次は「危機に瀕する文化・芸術活動への支援について」です。

川越にお住いのシンガーソングライターの方が「コロナ禍の日本。子どもたちも大人たちも21世紀型生き方を模索始めています。この時代だからこそ今こそ子どもたちに文化で生きる力を届けてください。文化人は実演の場を求めています。劇団や音楽団体の素晴らしい作品を、埼玉県中の子どもたちに鑑賞させてください。すべての子どもたちに、生の舞台を届けてください。芸術の力は生きる力です。」と語っておられます

新型コロナウイルスに関わる自粛要請で、文化・芸術が深刻な打撃を受けています。川越市在住のサクソ奏者は、演奏会やレッスンで月30万円ほどの収入のある方ですが、自粛の中で収入を失い、今も、仕事がなく先の見通しがいいさえないといいます。オーケストラのような国・自治体の助成、企業・個人の寄付、コンサート入場料などを収入源としている団体は、助成金の割合が低い楽団ほど公演中止による打撃が大きいのです。

収入も低く、けいこの場の確保にも苦勞し、アルバイトをしながら文化・芸術活動を続ける方たちにはさらに一層の財政的支援が必要です。

愛知県は、活動の場が減った、芸術家個人に、10万円、法人に20万円の「応援金」を交付するなど、県独自の支援策を進めています。国の二次補正で芸術家・フリーランスへの上限150万円の支援金も決定されましたが、国の支援金給付に全力を挙げるとともに、埼玉県も、県文化芸術応援金制度を創設し文化・芸術活動の支援について強めるべきと考えますが知事のご答弁を求めます。

【知事】

「危機に瀕する文化・芸術活動への支援について」のお尋ねでございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、活動の機会を奪われた文化・芸術活動に携わる方の苦境は、私も十分に認識をしております。

特にプロの芸術家にとっては、公演中止などにより活動機会が失われると、それが収入の減少に直結し生活を支える基盤が揺るぎかねません。

そこで本県では、業種にとらわれず、休業要請対象の業者であるか否かを問わず、厳しい経済状況にある県内中小企業・個人事業主に対し「埼玉県中小企業・個人事業主支援金」により支援を行っており、これはプロの芸術家も対象になっており、しかも金額は御案内の文化芸術応援金の倍の20万円が最低金額でありました。

また、プロの芸術家は国の持続化給付金の対象ともなっており、前年同月比50パーセント以上の収入減で最大100万円の給付を受けることができます。

さらに本県では、これらの給付金とは別に、公演の中止などで大きな影響を受けた文化芸術関係者への支援を行うよう、全国知事会を通じ国に強く要望をいたしました。

こうした働き掛けもあり、国はこの度の第2次補正予算において、文化芸術関係者に対して総額560億円の支援策を創設をいたしました。

議員お話しのとおり、これにより感染症拡大によって舞台芸術の活動自粛を余儀なくされたフリーランスの芸術家には最大で150万円が給付されることとなります。

県としては、ホームページや市町村・文化団体を通じてこれらの支援措置を広くお知らせするとともに、芸術関係者からの御相談に対してきめ細かく対応してまいります。

議員からは県文化芸術応援金制度の創設について御提案いただきましたが、本県では、埼玉県文化振興基金を設置し、アマチュア文化団体などを中心に自主的な文化活動の助成を行っているところでございます。

文化芸術関係者の支援につきましては、まずは国及びこれまで県が講じてきた様々な支援金を活

用し、そして周知することによって対応をさせていただきたいと考えております。

【守屋県議】

最後に「**県立川越特別支援学校の教室不足解消のために!!**」です。

私の地元川越特別支援学校は48年前1972年の設立です。昨年、私は特別支援学校を視察させて頂きました。「生徒の過密教室の状況をぜひ見てほしい」との市民の方から寄せられたのがきっかけでした。今年5月時点で小学部107人・中学部43人・高等部89人の239人の生徒がいます。1教室を間仕切りして3学級使用しているのが1教室、2学級で使用しているのが16教室あります。

校長先生は、「今でも過密状況の中で先生たちの休憩室や会議室などが職員室にかわり、PTAの打ち合わせも資料室で行ったりしています。これ以上子どもたちが増加すると受け入れることが出来なくなるのではないかと思っています」と話していました。男性の先生たちは更衣室がなく、体育館の二階フロアーにロッカーを配置しています。ここを休憩室としても利用していますが、エアコンもなく気の毒です。教育長、17教室も教室を間仕切りし複数の学級で使用せざるを得ない状況に対しての見解をお伺いいたします。一刻も早く教室不足を解消するために、県立高等学校の分校の拡張など対策を行うべきと考えますが、教育長ご答弁ください。

【教育長】

次に、御質問8「**県立川越特別支援学校の教室不足解消のために!!**」についてお答えを申し上げます。

まず、教室を間仕切りし複数の学級で使用せざるを得ない状況についてでございます。

県立川越特別支援学校では、児童生徒数が過去10年で約1.5倍になっており、その結果、1つの教室を複数の学級で使用するなど、過密な状況でございます。

こうした状況は、残念ながら県内の知的障害特別支援学校に共通しており、喫緊の課題であると認識しております。

次に、教室不足を解消するために分校の拡張など、早急に対策を行うべきについてでございます。

県では、平成31年3月に「埼玉県特別支援教育環境整備計画」を策定し、現在、知的障害特別支援学校の新設や高校内分校の設置などに、積極的に取り組んでおります。

令和3年4月には松伏高校、令和4年4月には上尾南高校、北本高校、宮代高校に高校内分校を開設することとしております。

引き続き、過密解消に向けた取組を進めるとともに、市町村との連携を強化し、特別支援学級を充実させるなど、教育環境の改善にしっかりと取り組んでまいります。

【守屋県議再質問】

生徒たちが過密にならないで学校に行けるようもっと大胆な対応が必要だと思うが、再度お聞きしたい。

【教育長】

再質問にお答えを申し上げます。

分校などの設置をもっと拡大せよ、という御趣旨かというふうに承りました。

県内の知的障害特別支援学校に共通しております過密解消は、大きな課題であると認識をいたしております。

引き続き、高校内分校の設置も含め、取組を積極的に進めてまいります。